

答申第140号
令和5年2月28日
(諮問公第158号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和3年7月3日付けで、「土日に警察官が、警察本部及び各管轄署に勤務している各人数及び事件等により全員不在であることがわかる行政文書全て」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和3年7月20日付け鹿相第128号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和3年7月25日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 審査請求人は、保有個人情報一部開示決定通知書（令和〇年〇月〇日付け鹿公委第〇号及び令和〇年〇月〇日付け鹿相第〇号）に基づき、令和〇年〇月〇日及び令和〇年〇月〇日に開示を受けた。

イ しかしながら、実施機関の担当者は不在で、〇〇警察署の職員に無理矢理開示を行わせたことが事実である。担当者不在であることをいいことに、審査請求人に質問の余地を与えなかったことも事実である。

担当者は「責任をもって行っております。」と仰せだが、開示の時に不在であり、到底責任のある業務とは思えない。このような行為を行っている以上、担当者が不在でも開示が出来る認識を審査請求人が持つことは明らかである。

ウ 審査請求人は、土日での開示又は執務時間外での開示を求めたが、担当者は頑なに拒否し、執務時間内での開示を強制した。

エ 担当者が「土日の勤務において、職員が不在な場合がある。」と仰せのため、他の職員に無理矢理開示を行わせることができる以上、審査請求人は、職員が不在である勤務状況を把握する必要があった。職員が土日に不在の場合があるという根拠がないと、そのような発言を発することができないことは明らかである。

オ 今回、開示前に審査請求をしたのは、求める行政文書が開示であるためである。日程調整を行おうとした職員に対し、審査請求人は「鹿児島県情報公開条例施行規則（以下「施行規則」という。）を見てからご連絡ください」と伝えたが、その職員は施行規則を確認せず、いたずらに電話を長引かせ、審査請求人を拘束した。施行規則第9条にあるとおり、日時や実施場所は実施機関において定めるものであるにも関わらず、拘束したことは事実である。弁明書にある審査請求人の発言について記憶はないが、もし仮に発したとしたなら無理矢理拘束した職員に対して発したものであり、実施機関が施行規則を無視したことに対してのものである。または、この発言自体、捏造の可能性もある。

カ 職員が行った人権無視の行為にもかかわらず、審査請求人があたかも一方的に無視をしていたかのような記載があった。このことは、県警察本部による鹿児島県民を卑下した行為にほかならない。県警察本部は、日頃より誤った判断を行い、都合のいいように解釈し、冤罪をまん延させている。このことが審査請求に関係ないことは十分存じ上げているが、今回の一連の応対において、明らかに県民を卑下していることは明らかであるので、申し添える。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨（一部開示決定の理由）は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

ア 当直員の定数について（通達）（令和3年6月1日付け鹿務第1347号）（対象公文書1）

イ 土日に警察官が、事件等により全員不在であることがわかる行政文書全て（対象公文書2）

(2) 一部開示決定の理由

ア 対象公文書1中の「TEL」欄（警察電話番号）について、公にすることにより、事務妨害等を目的とする架電等の対象となるおそれが高く、これにより、通常事務における必要な連絡、調整等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当する。

イ 対象公文書1別紙中の「所属名等」欄の一部及び「人員」欄について、公にするこ

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

とにより、警察の執務体制等が明らかとなり、犯罪を企図する者が対抗措置を講じることを容易にするなど、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当する。

ウ 対象公文書2について、「土日に警察官が、事件等により全員不在であることがわかる行政文書全て」については作成していないため、存在しない。

エ 審査請求人に対しては、本件処分の後、対象公文書を開示するため、担当者が日程調整の連絡を行っているが、同人は「日程調整の必要はない。このようなことに時間を費やしている暇はない。仕事が忙しい。」などと申し立て、日程調整に応じなかったばかりか、実施機関が決定通知書で指定した開示実施予定日の到来を待つことなく、本件審査請求を行ったものであり、未だ開示の実施がなされていないところである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年8月23日	諮問公第158号に係る諮問を受けた。
9月24日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
10月4日	実施機関から反論書の写しを受理した。
10月27日	諮問の審議を行った。（事務局による事案の説明）
令和4年12月21日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
令和5年2月22日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は上記3(1)のとおりである。

実施機関は上記3(2)のとおり、対象公文書1の「TEL」欄（警察電話番号）については、条例第7条第6号に、別紙中の「所属名等」欄の一部及び「人員」欄については、条例第7条第4号にそれぞれ該当するとして不開示としたとしている。

また、対象公文書2について、作成していないため、存在しないとしている。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、本件処分の取消しを求めていることから、本件対象公文書の不開示情報該当性及び不存在を理由とする不開示妥当性について検討する。

イ 対象公文書1について

(ア) 条例第7条第4号

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると

実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か、いわゆる相当の理由の有無について審理・判断するのが適当であり、このような規定となっているものである。

(イ) 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）について

条例第7条第6号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があるため、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

なお、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(ロ) 不開示情報の該当性について

当審査会において、対象公文書1を見分したところ、「TEL」欄（警察電話番号）については、条例第7条第6号に、別紙中の「所属名等」欄の一部及び「人員」欄については、条例第7条第4号にそれぞれ該当すると認められることから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 対象公文書2について

(ア) 審査請求人は、上記2(3)ア～オのとおり、鹿公委第〇号及び鹿相第〇号の保有個人情報一部開示決定について、土日又は実施機関の勤務時間外の開示を希望したが、土日の勤務において職員が不在の場合があるとして、実施機関が勤務時間内の実施を求めたことから、鹿公委第〇号については、令和〇年〇月〇日（〇）に開示の実施（実施1）を受け、鹿相第〇号については、令和〇年〇月〇日（〇）に開示の実施（実施2）を受けた。

〇〇警察署の職員が実施1及び実施2を行ったことから、審査請求人は、担当者が不在の場合でも他の職員に開示の実施を行わせることができる以上、土日の勤務

において職員が不在である場合があることの根拠となる公文書が存在する旨を主張している。

- (イ) 上記(ケ)について、実施機関は当審査会において、以下のとおり説明した。
- a 実施機関では、土日祝日や夜間帯といった勤務時間外に発生する事件事故に確実に対応できる人員を当直員として勤務させており、警察本部及び各警察署が土日に全員不在となることはないため、「土日に警察官が、事件等により全員不在であることがわかる行政文書全て」に該当する公文書は存在しない。
 - b ただし、歴史的な大事件や大災害等が発生した場合は、「土日に警察官が、事件等により全員不在である」ことが想定されるため、念のため、警察本部の全所属（30所属）に対して、対象公文書の存在の有無の調査を行ったが、当該公文書は存在しなかった。
 - c 開示請求者が警察署での開示を希望された際に、事務担当職員が立ち会わない運用については、管轄に離島を含む本県の特殊性もあり、すべての開示に事務担当職員を立ち会うことができない実情からなされている運用であり、必要な質疑については、決定通知書の事務担当課欄に担当者の連絡先を記載させ、事後に電話により対応できるようにしている。
 - d 実施機関の情報公開事務取扱要領第2の1(ツ)及び(テ)において、開示請求の窓口の対応時間は、「休日（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条第1項に規定する休日をいう。）以外の平日の午前8時30分から午後5時までの間とする。」と規定している。
実施機関において、日曜日及び土曜日は休日であり、当直員については、庁舎の警備と緊急の警察事務を処理するために配置されていることから、開示請求に関する業務を含む行政処分に関する通常業務には対応していない。
- (ウ) 不存在を理由とする不開示決定処分の妥当性について
上記(イ)のとおり、実施機関の文書の探索の方法や範囲について、特段の問題はないと認められ、「土日に警察官が、事件等により全員不在であることがわかる行政文書全て」に該当する公文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。
したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- エ その他の主張について
審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

審査請求人自身が反論書に記載しているとおり、開示の実施日時及び実施場所については、実施機関が定めるものである。

一方、本件処分に限らず、開示の実施日時及び実施場所の指定に当たって、実施機関が開示請求者の利便性を考慮し、実施機関の通常の勤務時間内の範囲で、開示の実施日時及び実施場所を開示請求者と調整しようとすることは、情報公開制度の円滑な運用を図るものであり、非難されるべきものではなく、この点につき、実施機関に不必要に時間と労力をかけさせることは望ましくない。

今後とも、実施機関と開示請求者双方の協力により、情報公開制度が円滑に運用されることを期待するものである。